

サークル活動のガイドライン

新型コロナウイルスの感染防止を徹底し、安全な環境でサークル活動を再開していただけた
め、次のとおりガイドラインを定めました。

活動を再開するためには、本学の感染症対応の方針（別紙1）を遵守し、下記の基準に見合う
ことが必要です。

«サークル活動を可能とする基準（15項目）»

1. サークル長（または代理の責任者）は活動前に必ず体調確認を行うこと。風邪の症状や、発熱、体調不良（強いだるさや息苦しさ、嗅覚・味覚の異常）を訴えた学生については、活動に参加させない。また、強制させないこと。
 2. 手洗い（活動開始時と終了時）、手指消毒、マスク着用を徹底すること。
 3. 運動中のマスク着用は熱中症および呼吸困難などの危険が伴うため、運動中はマスクを外しても構わない。ただし、屋内で活動する場合は適宜、窓を開けて換気すること。
 4. 学外施設を利用する場合、本学が示す感染症対策の他に各施設において示す感染対策を講じたうえで利用すること。
 5. キャンパス内の使用できる場所は、グラウンド等の屋外施設、体育館、武道場、講堂、音楽練習室、かしわプラザ、サークル棟、トレーニングルーム、更衣室とする。合宿棟の利用は禁止とする。
 6. 屋内施設の利用については、同時に入室する人数が別紙2に定める上限人数を超えないよう
にすること。
 7. 活動時間は21時30分までとし、22時前には退出すること。
 8. 用具の共有は原則しないこととする。やむを得ず共有する場合は、使用前、使用後に毎回消
毒すること。なお、吹奏楽器の共有はしないこと。
 9. 使用後は室内を必ず清掃・消毒すること。特に教室の机や椅子、ドア、窓など触った場所の
消毒は念入りに行う。
 10. 参加者名等を記録すること。（所定様式（様式B）を使用）。
 11. 大会等の参加を認めます。宿泊有無を問わず、遠征届（様式C・D）を提出すること。
 12. 大人数での食事は控えること。団体で食事をとる場合
でも少人数に分けること。
 13. 活動終了後は、すみやかに帰宅すること。
 14. サークルの顧問は、感染対策が守られているか
可能な限り巡回し確認を行う。
 15. 上記を踏まえ、別紙の『活動計画書』（様式A）
に感染防止対策を記載の上、学生支援課へ提出し、
許可を受けた上で活動を再開すること。
- ※ 許可なく活動している団体や、感染症対策に違反
した団体が発覚した場合、すべての課外活動を
禁止する場合があります。
- ※ 感染状況により活動を禁止する場合もあります。

«サークル再開の流れ»

1. サークル活動の再開についての案内
(学生支援課から 各サークル長へ)
↓
2. 『活動計画書』の提出・申請
(各サークルから学生支援課へ)
↓
3. 『活動計画書』の協議・検討
↓
4. 『活動許可書』の発行
(学生支援課から各サークルへ)
↓
5. 活動開始